

## 神戸市生活サポート(自立支援ホームヘルプ)事業実施要綱

平成 18 年 9 月 29 日制定

神戸市保健福祉局長決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)による障害支援区分が非該当の障害者について、居宅における調理、洗濯、掃除、買物その他の家事サービスを提供することにより、地域での自立生活の継続を支援し、また、施設から地域生活への移行を推進することを目的として、神戸市生活サポート(自立支援ホームヘルプ)事業(以下「本事業」という。)を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第 2 条 本事業の対象者は、神戸市内在住で、次の各号に掲げる要件すべてに該当する者とする。

(1) 3 級以上の身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを有する者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 65 歳未満の者であって法による障害支援区分が非該当の者

イ 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を有している 65 歳以上の者であって、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による要介護認定等が非該当、かつ、法による障害支援区分が非該当の者。

ウ 3 級以上の身体障害者手帳を有している 65 歳以上の者であって、介護保険法による要介護認定等が非該当の者。

(3) 次のいずれかの世帯状況に該当する者

ア 単身世帯

イ 同居の介護者が就労により平日不在である世帯、又は高齢、疾病、障害等のため介護力が低い世帯

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 障害者支援施設等から在宅に移行した障害者にあつては、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成 26 年厚生労働省令第 5 号)に規定する障害支援区分の認定調査票(以下「障害支援区分の認定調査票」という。)において、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定され、かつ、家事に関する訓練が必要と判断される者

(ア) 「調理」 「2. 部分的な支援が必要」又は「3. 全面的な支援が必要」

(イ) 「掃除」 「2. 部分的な支援が必要」又は「3. 全面的な支援が必要」

(ウ) 「洗濯」 「2. 部分的な支援が必要」又は「3. 全面的な支援が必要」

(エ) 「入浴」 「2. 部分的な支援が必要」又は「3. 全面的な支援が必要」

(オ) 「買い物」 「2. 部分的な支援が必要」又は「3. 全面的な支援が必要」

イ ア以外の障害者にあつては、障害支援区分の認定調査票において、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定され、かつ、認定された認定調査項目に介助を要する身体、知的又は精神的状況が他の認定調査項目又は特記事項から読み取れる者

(ア) 「調理」 「2. 部分的な支援が必要」又は「3. 全面的な支援が必要」

(イ) 「掃除」 「2. 部分的な支援が必要」又は「3. 全面的な支援が必要」

(ウ) 「洗濯」 「2. 部分的な支援が必要」又は「3. 全面的な支援が必要」

(エ) 「入浴」 「2. 部分的な支援が必要」又は「3. 全面的な支援が必要」

(オ) 「買い物」 「2. 部分的な支援が必要」又は「3. 全面的な支援が必要」

(5) 令和 4 年 3 月 31 日までに利用手続きをした者

(事業の内容)

第3条 本事業は、次の各号に掲げる家事サービスを対象者に提供するものとする。

- (1) 調理
- (2) 衣類の洗濯、補修、布団干し
- (3) 住居等の掃除、整理整頓
- (4) 生活必需品の買物
- (5) その他必要な家事

(利用時間)

第4条 本事業を利用できる時間は、1利用者あたり、1週間につき、2時間以内とする。

(障害者相談支援センター運営法人への委託)

第5条 市長は、本事業の利用者の要件確認の事務等を利用者の居住地を所管する障害者相談支援センターの運営法人に委託する。

(利用の手続き)

第6条 令和4年3月31日までに本事業の利用手続きをした者(以下「利用者」という。)は、毎年7月に継続して利用を希望する場合、「生活サポート事業利用申込書」(様式第1号)を、当該利用者の居住地を所管する障害者相談支援センターの事業責任者(以下「センター事業責任者」という。)に提出し、第2条に規定する要件(以下「利用要件」という。)の確認を受けるものとする。

2 センター事業責任者は、利用者について、利用要件に該当しているか否かを確認するにあたり、利用者の居住地を所管する福祉事務所に利用要件に係る事項について照会等を行うことができる。この場合において、必要があるときは、センター事業責任者は「生活サポート事業利用調整にかかる照会等について(お願い)」(様式第2号)を福祉事務所に送付するものとする。

3 センター事業責任者は、利用者のうち、利用要件に該当する者については、第9条に規定する認定事業者に対して「生活サポート事業(自立支援ホームヘルプ)の提供について(お願い)」(様式第3号)を送付して利用調整を行うとともに、当該利用要件に該当する者に対して「生活サポート事業(自立支援ホームヘルプ)の利用調整について(お知らせ)」(様式第4号)を交付するものとする。

4 センター事業責任者は、利用者のうち、利用要件に該当しない者に対しては、要件に該当しない旨を文書等で通知するものとする。

5 センター事業責任者は、「生活サポート事業(自立支援ホームヘルプ)の利用調整について(お知らせ)」(様式第4号)に、利用時間数、利用期間、利用料、利用調整を行った認定事業者等を記載するものとする。

6 市長は、第15条第2項に規定する生活サポート費の額を確認するにあたり、利用者の世帯の課税状況について、確認を行い、生活サポート費の額を、センター事業責任者に通知するものとする。

7 センター事業責任者は、第15条第2項に規定する生活サポート費の額に変更が生じた場合は、変更後の利用料を記載した「生活サポート事業(自立支援ホームヘルプ)の利用料の変更について(お知らせ)」(様式第8号)を第9条に規定する認定事業者に送付するとともに、当該利用者に対して変更後の利用料を記載した「生活サポート事業(自立支援ホームヘルプ)の利用調整について(お知らせ)」(様式第4号)を交付するものとする。

(福祉事務所長への情報提供)

第7条 センター事業責任者は、利用要件に該当する者について前条第3項に規定する利用調整を行っ

たときは、速やかに、「生活サポート事業利用調整について(情報提供)」(様式第6号)により、当該福祉事務所長に通知するものとする。

2 センター事業責任者は、利用者について前条第7項に規定する利用料の変更を行ったときは、速やかに、「生活サポート事業利用調整について(情報提供)」(様式第6号)により、当該福祉事務所長に通知するものとする。

(利用契約の締結)

第8条 第6条第1項の規定により、利用要件に該当すると確認された者は、本事業を利用しようとするときには、次条に規定する認定事業者と利用契約を締結しなければならない。

(実施主体)

第9条 本事業は、社会福祉法人、社団法人、医療法人その他の法人で市長が適当と認めたもの(以下「認定事業者」という。)が行うものとする。

(認定事業者の認定)

第10条 認定事業者の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める申請書により市長に申請しなければならない。

(認定事業者の認定の要件)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定事業者の認定を行わない。

- (1) 申請者が、神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第49号。以下「基準条例」という。)に規定する指定居宅介護事業の基準を満たしていないとき。
- (2) 申請者が、法人で、その役員又はその生活サポート(自立支援ホームヘルプ)事業所を管理する者(以下「役員等」という。)のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。
- (3) 申請者が、法人で、その役員等のうちに、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。
- (4) 申請者が、法人で、その役員等のうちに、労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。

2 認定事業者の認定は、本事業を行う事業所(以下単に「事業所」という。)ごとに行う。

(認定の更新)

第12条 認定事業者の認定は、市長に対し6年ごとに認定の更新手続きを行わなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(変更の届出等)

第13条 認定事業者は、事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所、定款、寄附行為等及び登記事項証明書等、事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所、並びに運営規程に変更があったときは、10日以内に別に定める「変更届」により、市長に届け出なければならない。

- 2 認定事業者は、認定に係る本事業を廃止し、又は休止しようとするときはその廃止又は休止の日の1月前までに、休止した当該事業を再開したときは10日以内に、別に定める「廃止・休止・再開届」により、市長に届け出なければならない。

(認定事業者の利用契約に係る責務)

第14条 認定事業者は、利用契約を締結する場合は、あらかじめ、相手方に対し、当該事業所の運営規定の概要、従業員の勤務体制、サービスの提供に当たって利用申込者が支払うべき費用の内容（当該費用の算出根拠及び支払方法を含む。）、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要事項について、相手方の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、文書を交付して説明を行わなければならない。

(生活サポート費の補助)

第15条 市長は、認定事業者が利用者(第8条の規定により当該認定事業者と本事業に係る利用契約を締結した者をいう。以下同じ。)に本事業に係るサービスを提供したときは、認定事業者の請求に基づき生活サポート(自立支援ホームヘルプ)費(以下「生活サポート費」という。)を補助する。

- 2 生活サポート費の額は、別に定める額の100分の90に相当する額とする。ただし、利用者及び利用者と同一の世帯に属する者(利用者が20歳以上の場合、その配偶者に限る。)が本事業に係るサービスを提供のあった月の属する年度(本事業に係るサービスを提供のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該利用者又は利用者及び利用者と同一の世帯に属する者が本事業に係るサービスのあった月において要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である場合における当該利用者については、100分の100に相当する額とする。
- 3 利用者が認定事業者からサービスを受けたときは、市長は、当該利用者が当該認定事業者に支払うべき当該サービスに要した費用について、生活サポート費として当該利用者に支給すべき額の限度において、当該利用者に代わり、当該認定事業者に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があつたときは、利用者に対し生活サポート費の支給があつたものとみなす。
- 5 認定事業者は、別に定める請求書、請求明細書及びサービス提供実績記録票を市長に提出し、生活サポート費の請求を行うものとする。
- 6 市長は、認定事業者より前項の請求があつたときは、審査のうえ、生活サポート費を支払うものとする。

(調査及び指導監査)

第16条 市長は、本事業の利用者の福祉及び生活サポート費の支給に関して必要があると認めるときは、認定事業者又はその従業員その他本事業に携わる者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は本市の職員に質問若しくは照会をさせることができる。

- 2 認定事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査並びに指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 前項の調査又は指導監査を行うときは、本市の職員は身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(認定事業者の認定の取消し等)

第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定事業者に係る認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 基準条例に規定する指定居宅介護事業の基準に従って運営できなくなったとき。
- (2) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (3) 生活サポート費の請求に関し不正があったとき。
- (4) 認定事業者又はその従業員その他本事業に携わる者が、前条第 1 項に規定により、物件の提出若しくは提示を求められてもこれに応じず、同項に規定する質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第 2 項の規定による指導監査に協力せず、又は同項に規定する指導若しくは助言に従って必要な改善を行わないとき。
- (5) 認定事業者が、不正の手段により第 10 条の認定を受けたとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定の取消し等を行ったときは、当該事業者に対し、文書で通知する。

(事業の報告)

第 18 条 障害者相談支援センターの運営法人は、第 6 条の規定による利用希望者の利用要件の確認等を行ったときは、速やかに、別に定める様式により市長に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(認定事業者の認定の特例)

第 2 条 施行日前日において現に障害者自立支援法第 29 条第 1 項の規定による指定障害福祉サービス事業者として、指定居宅介護事業の指定を受けている者は、施行日に、認定事業者として本事業の認定を受けたものとみなす。

(対象者の経過措置)

第 3 条 施行日前日において、障害者自立支援法第 28 条第 1 項第 1 号に規定する居宅介護の支給決定を受けていた者であって、障害者自立支援法による障害程度区分が非該当となった者(以下「経過措置対象者」という。)については、平成 19 年 3 月 31 日までの間、本事業の対象者とする。

2 経過措置対象者に対しては、施行日前日における居宅介護のサービスと同等のサービスを提供できるものとする。

3 経過措置対象者については、施行日前日における居宅介護の支給量相当時間を利用できるものとする。

(平成 18 年度の特例)

第 4 条 認定事業者は、平成 18 年度については、次の各号に掲げる時期に生活サポート費の請求を行うものとする。

- (1) 10 月から 11 月サービス提供分を 12 月 10 日までに請求
- (2) 12 月から 2 月サービス提供分を 3 月 10 日までに請求

2 市長は、認定事業者より前項の請求があったときは、審査のうえ、請求月の翌月末に生活サポート費を支払うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成18年12月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成26年3月31日までに、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の一部の施行前の法第21条第1項に規定する障害程度区分の認定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。